

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	高橋 正典（9）	<p>1. 市設置型合併処理浄化槽整備の検討について</p> <p>本年7月の建設水道委員会協議会において、本市上下水道部から、「合併処理浄化槽整備手法の検討について」という項目で説明があった。</p> <p>概略は、P F I 事業の手法を活用して、合併処理浄化槽の新設や単独浄化槽から合併処理浄化槽への切りかえを市が行い、これは国庫補助を見込んでの事業で、市民は通常の設定費用の1割強の設定時分担金で済み、その後は使用料を支払うことになる。</p> <p>私たち凜（りん）の会では、10月31日に大阪府和泉市へ行政視察に伺い、和泉市におけるP F I を活用した浄化槽整備事業についてお話を伺ってきたので、これらを踏まえ以下質問する。</p> <p>(1) 本年4月に公共下水道計画区域を見直して100ヘクタール縮小し、浄化槽計画区域がふえたということになるが、浄化槽計画区域内の対象は全体で何戸になるか。</p> <p>(2) 合併処理浄化槽のP F I 事業での設置期間を平成32年から10年間としているが、施工予定の戸数をどのように捉えているか。</p> <p>(3) 本整備計画の中で、民間用地内に合併処理浄化槽を公共で設置することでさまざまなトラブルが予測されるが、どのように対処するか伺う。</p> <p>① 設置から何年か経過し、そのお宅の世帯主が代わりをしたときに、市の浄化槽なのだから借地料を支払うべき、もしくは、使用料と相殺すべきといった訴えにはどう対処するのか。</p> <p>② 自宅を建てかえる際に浄化槽が支障を来すので、移動してほしいという訴えにはどう対処するのか。</p> <p>③ 住居が空き家になったので解体して、宅地として販売したいが、浄化槽は市の所有物だから市で撤去してほしいという訴えがあったとき、どう対処するのか。</p> <p>④ 施工から何年か経過し、使用者に損害を与えた場合、当時の施工不良が原因で、S P C に瑕疵があった場合どう対処するのか。</p> <p>(4) P F I 事業で施工するも、S P C 内の企業の選定について、市民生活に密着した設備であるがゆえに、応急対策が必要なときに即座に駆けつけられるよう、市内業者を優先すべきと考えるが、いかがか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	佐野 智昭（2）	<p>1. 市主催の講演会・セミナーの実施効果を高めるために本市では、各部署において講演会やセミナー（以下「講演会等」という。）を開催している。</p> <p>開催に当たっては、それぞれの講演会等の内容に関連する団体への参加依頼やチラシの配布、ポスターの掲示のほか、市ウェブサイトやSNS等を使って周知を図っている。</p> <p>しかしながら、講演会等によっては、定員に満たない場合も見受けられる。また、会場の規模により、人数が限定されてしまうというケースもあるように感じる。</p> <p>講演会等を実施するからには、より多くの市民に聞いていただくことはもちろんのこと、広く市民に講演会等の内容を知っていただくことも重要であると考えている。</p> <p>また、講演会等の内容で参考になるものは、積極的に施策や事業などとして取り入れていくことも必要であると考えている。</p> <p>そこで、以下を質問する。</p> <p>(1) 講演会等の結果に関する情報発信について伺う。</p> <p>① 結果報告に関する情報発信が弱いように感じるが、その実態はどうか。</p> <p>② 講演会等の内容を整理し、積極的に情報発信することを求めるがいかがか。</p> <p>(2) 講演会等の内容の施策や事業等への反映について伺う。</p> <p>① 講演会等の終了後、その内容について担当部署等で協議する場や機会は設けられているか。</p> <p>② 具体例として、9月29日に実施された「平成30年度富士市防犯まちづくり講演会」の内容を受けての施策・事業展開等はなかったか。</p> <p>(3) 市公式フェイスブック「いただきへの、はじまり 富士市」を活用して、各担当部署からの情報発信が行われている。市職員みずからが率先して「シェア」や「いいね」をし、より広く拡散することも効果的であると考えているが、そのような働きかけはできないか。</p> <p>2. 市民等が主体的に取り組む、まちの環境美化活動のさらなる推進のために</p> <p>本市では、富士山の価値を再認識し、みずからのまちに愛着を持ち、快適な生活環境を保全・創造することで、人々が永く住み続けたい、何度も訪れたいと感じる魅力に満ちた美しいまちを築くことを目的に、「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例」（以下「マナー条例」という。）を制定した。</p> <p>そして、マナー条例を推進するため、ふん放置対策のための「幸せの黄色いチョーク」の配布や、日ごろのちょこっと美化を推進していくための「チームちょこ美（び）」の募集が行われている。</p> <p>また、本市の独自の制度である「ふじクリーンパートナー</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	佐野 智昭（2）	<p>事業」や、静岡県制度である「リバーフレンドシップ制度」、 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」などを活用して、 積極的に道路や公園、河川などの環境美化活動を実施している 各種団体や企業等も多く存在する。もちろん、そうした制度 を活用せずに実施している各種団体や企業等も存在する。</p> <p>一方、おもてなしの観点から、各種イベント等に合わせて、 まちの環境美化活動に取り組んでいる団体等も見受けられる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、マナー条例の目的達成に向けては、 規制という視点以上に、市民等が行う環境美化活動を後押し する視点でのさらなる制度や仕組み等の充実が必要ではない かと考え、以下を質問する。</p> <p>(1) マナー条例に関連した取り組みの充実という観点から伺 う。</p> <p>① 各種団体や企業等の活動を促し、支援するための施策 等の充実が必要のように感じるがいかがか。</p> <p>② 頑張っている団体や企業等を顕彰し、活動の励みにし ていただくため、表彰に関する条項を設けたらどうか。</p> <p>(2) 富士山女子駅伝に合わせての清掃・美化活動に関して伺 う。</p> <p>① 各地区や団体等において、コースの清掃・美化活動に ついての動きが出ているため、市道以外、ふじクリーン パートナー締結団体以外に対しても、物品の支給やゴミ の回収などの支援を行うということは考えられないか。</p> <p>② コースの清掃・美化活動を一斉に実施する日を設定し て、多くの市民等の参加のもとで実施し、選手に気持ち よく走っていただくコースの環境づくりを行い、美しい まち富士市をアピールしたらどうか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	山下いづみ（10）	<p>1. 多彩な教育機関の誘致について</p> <p>市民の暮らしの向上を図る上で、研究調査や実習、市の事業展開に密に連携ができる大学等、教育機関があることは自治体の強みである。</p> <p>大学の中には、夏の間、自校のキャンパスを離れ、観光、地域住民との交流を含め他市で夏期講習を行うことがある。また、学会や各種団体など多くの教育機関が研修、講習を夏の間に行っている。常葉大学が撤退した今、多彩な教育機関を誘致することは、訪問者にとっては富士山麓の自然、富士市の文化、歴史、産業を知る機会でもあり、市民にとっても多彩な文化に触れ、交流の機会を持つことができる。そして、経済の活性化や国内外の多種多様な人材、機関とのネットワークの構築ができ、富士市の発展につながっていくものと考ええる。</p> <p>そこで、以下3点について伺う。</p> <p>(1) 海外の大学等の夏期講習の受け入れをしてはどうか。姉妹都市オーシャンサイド市の大学等を積極的に誘致してはどうか。</p> <p>(2) (仮称) 多彩な教育機関誘致プロジェクトを立ち上げて、場所提供のほか、富士市の産業、文化、自然の紹介や交流コースなどを設定し、国内外向け学習や研修合宿の誘致を進めてはどうか。</p> <p>(3) 国際会議に対応すべく公共施設に通訳ブースを設けてはどうか。</p> <p>2. 女性のキャリアアップとワーク・ライフ・バランスについて</p> <p>内閣府・男女共同参画推進連携会議の平成30年度版データによると、就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は国際的にみても低い水準となっている。日本の女性就業者43.8%に対して、13.2%が管理的職業従事者となっている。年齢階級別労働率はM字カーブを描いているが、以前よりもカーブは浅くなっており、平成29年には女性の非労働力人口のうち262万人が就業を希望している。共働き世帯が年々増加し、平成29年度では共働き世帯が1188万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる世帯は641万世帯となり、共働き世帯が約1.8倍となっている。第1子出産後も就業を継続する女性は、これまで4割前後で推移していたが、最新調査では約5割となっている。一方、子育て期にある男性の家事・育児時間を見ると、育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間23分で、平成32年までに2時間30分という目標には乖離がある。ワーク・ライフ・バランスには、子ども・子育て支援の環境整備の充実と就職やキャリアアップのためのサポートが必要と考える。</p> <p>そこで、以下、2項目6点について質問をする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援の環境整備について</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
6	山下いづみ（10）	<p>① 延長保育、児童クラブの預かり時間はどのようになっているのか。悪天候等で閉鎖のときの対応はどうしているのか。</p> <p>② 予防接種、健診はいつ行っているのか。</p> <p>(2) 女性の就職支援とキャリアアップサポートについて</p> <p>① 相談場所、時間帯、相談内容はどのようなか。</p> <p>② 実施事業はどのようなものがあるか。ふじのくに女性活躍応援会議とのかかわりはどのようなか。</p> <p>③ 企業向けにはどのようなことを行っているのか。幾つかの課にまたがり、事業を行っているようだが、庁内の連携はどのようになっているのか。</p> <p>④ 市長は内閣府が主催する「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に賛同し1年たったが、この間に実行したことは何か。富士市内の企業のトップと意見交換をすることもよいのではないか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	小野由美子（14）	<p>1. 新環境クリーンセンター、余熱利用施設、環境学習施設等のソフト面における今後の展開について</p> <p>富士市は、2020年10月からの稼働を目指して現在、新環境クリーンセンターを建設中です。併設される環境学習施設は、現在、新環境クリーンセンター建設課が行っている意見交換会を中心に、市民の皆様方で話し合いが行われていると聞いております。</p> <p>新環境クリーンセンターは、熱とエネルギーの再利用、市民への憩いの場と環境学習の場の提供など、新時代のごみ処理施設にするためのさまざまな取り組みが計画されています。</p> <p>ハード面の施設建設が行われている中、ソフト面における運営管理体制の今後のあり方について質問します。</p> <p>(1) 現在、新環境クリーンセンター建設課が、新環境クリーンセンターの建設に関し全てを担当していますが、2020年10月完成後、建設課はなくなると認識しています。では、新環境クリーンセンター全体及び各施設（資源回収棟、工場棟及び余熱利用施設や環境学習施設、森林環境創造ゾーン、野外啓発ゾーン）は、市の組織として担当するのはどの課と考えていますか。また、その管理運営体制はどのようにお考えですか。</p> <p>(2) 現在、新環境クリーンセンター建設課が、環境学習施設意見交換会を主催・運営していますが、施設完成後に担当課が変わるのであるならば、今からでも、将来環境学習施設を担当する課が、何らかの形でつくり上げるところからかかわっていくことで、将来の運営がスムーズになると考えます。いかがお考えになりますか。</p> <p>(3) 新環境クリーンセンター環境学習・環境啓発計画には、環境学習施設に必要な備品、消耗品リストの例が参考資料として添付されています。型番まで具体的に記されており、詳細にできておりますが、計画の策定が平成25年12月で、既に5年が経過しています。それぞれのプログラムにおいて専門家から最新の状況を聞いてから備品等をそろえたほうがよいのではないかと感じますが、どのようにお考えですか。</p> <p>(4) 富士市新環境クリーンセンター施設整備基本計画によると、新環境クリーンセンターの基本理念は「安全と安心を約束する資源循環パーク」であり、基本方針は「安全、安定、安心を約束する施設」、「もったいないを育む施設」、「地域に融和する施設」です。その基本理念と基本方針のもと、環境学習施設の目的は「環境に関心を持ち、実践する市民の育成」となっています。</p> <p>単なるごみ処理施設ではない、そのイメージからの脱却を図るための基本理念であり、基本方針です。しかし、全ての施設を含め「新環境クリーンセンター」という名称で</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
7	小野由美子（14）	<p>ある以上、ごみ処理施設としてのイメージを拭い去ることはできません。</p> <p>それぞれの機能または全体において、基本理念、基本方針の精神をあらわし、市民に親しまれる名称を市民公募で選び、市民全体に親しまれるものにしていこうというお考えはありませんか。また、それぞれの施設で実践されるプログラムはどのようにつくっていかれるお考えですか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
8	藤田 哲哉（8）	<p>1. 富士市における企業主導型保育事業の今後の展開について 本年9月の新聞報道で全国の主要都市を対象にメディアの調査から、企業主導型保育施設の多くが定員割れを起こしていることがわかった。定員に占める利用児童数の割合（充足率）は、回答を得た82自治体の平均で49%と半分を割り込んでいた。さらにその後の報道では、全国で少なくとも8カ所が閉鎖・撤退しているとのことであった。</p> <p>制度が開始されて2年半という短期間でのこの報道は、関係者にとっては驚きを隠せない状況にあると思われる。</p> <p>そこで、富士市における企業主導型保育施設の今後の展開について以下伺う。</p> <p>(1) 富士市では本年5月までに企業主導型保育施設6施設が開設されているが、本年度の事業募集により数施設が申請を行っている状況にある。このことから短期間において10園以上の企業主導型保育施設が開設されることになるが、前述にあるように充足率の低下を招き、閉鎖・撤退のおそれを感じるが、どのようにお考えか伺う。</p> <p>(2) また、このような動きから最も影響を受けるであろう小規模保育所の運営についてどのようにお考えか伺う。</p> <p>(3) 企業主導型保育施設の申請に当たっての注意事項に、地域枠を設定する場合は地方公共団体に相談を行うことの記述はあるが、地域全体の保育の質を確保するための地域全体の事情を考慮することが最も重要であると思うが、どのようにお考えか伺う。</p> <p>2. 富士市の土地利用事業の適正化を推進するためのi-Construction技術の導入について</p> <p>本年10月に不法投棄対応のためにドローンを使用している三重県に行政視察で伺い、その威力が想像以上であったことから、富士市での土地利用事業の適正化推進のために、その技術の導入について以下伺う。</p> <p>(1) 土木施工業界において、i-Constructionの中でGNSSによる出来形検査や出来形管理が実施されている。このたびの三重県でのドローンによる不法投棄の廃棄物の体積等の調査では、この技術が使われており、富士市内においては砂防遊砂地の形成にも使用されている。それらの点からも技術の信頼度は高いといえる。</p> <p>そこで、土地利用に関する審査フローを見ると、申請の後に現地調査が行われているが、この調査はどのように行われているのか、また、調査における課題について伺う。</p> <p>(2) 富士市環境基本条例の第15条では「環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、必要な監視、測定、検査等の体制を整備するとともに、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする」とあり、あわせて第21条では財政上の措置を講ずるとしている。</p> <p>また、第二次富士市環境基本計画の第5章3の土地利用</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
8	藤田 哲哉（8）	<p>に係る環境配慮指針が示されている。</p> <p>そこで、自治体や事業者の間で実績を上げているドローンによる測量調査及び監視を富士市の環境基本計画の施策の1つとし、環境保全のための即時性の高い監視体制と土地利用の管理体制の強化を図ることが必要であると思うが、どのようにお考えか伺う。</p> <p>(3) 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反等が多く発生している状況にある中、より正確に状態を数値化、告発を視野に対処する考えはあるのか伺う。</p>	市長 及び 担当部長